



# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第42号）

## 1 規則の概要

- (1) 平成25年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 1件5万円未満の物件等の借入れを決定する専決権をグループリーダー等に委譲する改正（第7条第1項関係）
- (3) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正
  - ア 特定商取引に関する法律の規定により、購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。（別表第2関係）
  - イ 特定商取引に関する法律の規定により、購入業者に対し、訪問購入に関する業務の停止を命ずること。（別表第2関係）
  - ウ 介護保険法の規定により、介護サービス事業者に対し、基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。（別表第2関係）
  - エ 介護保険法の規定により、介護サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。（別表第2関係）
  - オ 介護保険法の規定により、介護サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。（別表第2関係）
  - カ 介護保険法の規定により、介護サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。（別表第2関係）
  - キ 覚せい剤取締法の規定により、覚せい剤施用機関の開設者等の指定証を訂正して返還すること。（別表第3関係）
  - ク 覚せい剤取締法の規定により、覚せい剤原料取扱者等の指定証を訂正して返還すること。（別表第3関係）
- (4) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

## 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第42号**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第33号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「第33号」を「第31号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 1件5万円未満の物件等の借入れを決定すること。

第11条第2項中「グループ課長」を「組織規則第69条第1項の表地方機関の内部組織等の部の中欄に掲げる課長」に、「当該グループ」を「当該課」に改める。

第15条第1項の表局長の項第1号中「統括政策企画監」を「次長」に改め、同表部長の項中第2号を削り、第3号を第

2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1第13号局長等専決事項の欄中「、危機管理監」及び「、統括政策企画監」を削る。

別表第2総務部の表人事課の項第8号部長専決事項の欄の(2)中「、危機管理監」及び「、統括政策企画監」を削り、同表消防防災課の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

#### 防災部

課名	事務の種類	知事決裁事項	部長専決事項
消防総務課	1 消防法（昭和23年法律第186号）の施行に関する事務		(1) 法第12条の2第1項又は第2項の規定により、製造所等の使用の停止を命ずること。
	2 消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行に関する事務	(1) 法第44条第1項の規定により、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における他の都道府県に対する応援を消防庁長官に要請し、及び同条第3項の規定により、市町村の長に対し、応援出動等の措置を求めること。	(1) 法第38条の規定により、消防に関する事項について市町村に対して勧告すること。 (2) 法第42条第2項の規定により、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置について他の機関との協定をすること。 (3) 法第43条の規定により、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における協定の実施その他災害の防御の措置について市町村長等に対し指示すること。
	3 島根県消防団員等の報賞金等に関する条例（昭和42年島根県条例第20号）の施行に関する事務	(1) 条例第3条の規定による殉職者特別報償金の授与	
	4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事務		(1) 法第8条の規定により、火薬類の製造又は販売の許可を取り消すこと。 (2) 法第31条第5項の規定により、火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずること。 (3) 法第44条の規定により、火薬類の製造若しくは販売の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
	5 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関する事務		(1) 法第20条において準用する法第6条、第9条第3項又は第15条の規定により、猟銃等製造販売事業の許可を取り消し、猟銃等製造設備及び保管設備の修理等を命じ、

		又は猟銃等製造販売事業の許可を取り消すこと。
6	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)の施行に関する事務	(1) 法第30条の規定により、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずること。 (2) 法第53条の規定により、容器検査所の登録を取り消し、又は容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずること。
7	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)の施行に関する事務	(1) 法第25条の規定により、液化石油ガス販売事業の登録を取り消すこと。 (2) 法第26条の規定により、液化石油ガス販売事業の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。 (3) 法第35条の3の規定により、保安機関の認定を取り消すこと。 (4) 法第35条の10第2項の規定により、液化石油ガス販売事業者の認定を取り消すこと。 (5) 法第38条の4第4項の規定により、液化石油ガス設備士免状の返納を命ずること。

別表第2 環境生活部の表環境生活総務課の項第7号部長専決事項の欄に次のように加える。

(13) 法第58条の12の規定により、購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(14) 法第58条の13第1項の規定により、購入業者に対し、訪問購入に関する業務の停止を命ずること。

別表第2 健康福祉部の表高齢者福祉課の項第2号部長専決事項の欄中(27)を(31)とし、(23)から(26)までを(27)から(30)までとし、(22)の次に次のように加える。

(23) 法第115条の34第1項の規定により、法第115条の32第2項の規定による届出を行った介護サービス事業者に対し、基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

(24) 法第115条の34第2項の規定により、介護サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(25) 法第115条の34第3項の規定により、介護サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(26) 法第115条の34第4項の規定により、介護サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第2 健康福祉部の表障がい福祉課の項第4号事務の種類欄中「障害者自立支援法( )」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( )」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別表第2 農林水産部の表農畜産振興課の項第6号部長専決事項の欄の(1)中「社団法人島根県野菜価格安定基金協会」を「公益社団法人島根県野菜価格安定基金協会」に改める。

別表第2 土木部の表河川課の項第3号部長専決事項の欄の(6)中「洪水」の次に「、津波」を加える。

別表第3 総務部の表消防防災課の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

## 防災部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
防災危機管理課	1 災害救助基金の施行に関する事務	(1) 預金証書の保管を依頼すること。 (2) 備蓄物資評価員のあつせんを依頼すること。

別表第3健康福祉部の表高齢者福祉課の項第4号グループリーダー等専決事項の欄の(5)中「法」を「旧介護保険法」に改め、同表障がい福祉課の項第3号事務の種類欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表薬事衛生課の項第4号グループリーダー等専決事項の欄中(13)を(14)とし、(7)から(12)までを(8)から(13)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第12条第4項の規定により、覚せい剤施用機関の開設者等の指定証を訂正して返還すること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項第4号グループリーダー等専決事項の欄に次のように加える。

(15) 法第30条の5において準用する同法第12条第4項の規定により、覚せい剤原料取扱者等の指定証を訂正して返還すること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項第6号グループリーダー等専決事項の欄の(4)中「第2項」を削り、「麻薬卸売業者等の」の次に「免許証の記載事項の変更に係る届出を受理し、」を加える。

別表第3土木部の表土木総務課の項を削る。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「より」の次に「、島根の未来実現事業費補助事業」を加え、同項第3号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第4条第4項（同条第10項）」を「第4条第3項（同条第12項）」に改め、同欄の(3)中「第4条第6項（同条第10項）」を「第4条第8項（同条第12項）」に、「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同表保健所の項第6号及び心と体の相談センターの項第3号事務の種類欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表家畜保健衛生所の項第3号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「及び薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第5条に規定する既存薬種商（以下この号において「既存薬種商」という。）」を削り、同欄の(2)、(7)及び(8)中「及び既存薬種商」を削り、同表支庁及び県土整備事務所の項第26号を削り、同表高規格道路事務所の項を削り、同表出雲空港管理事務所の項の次に次のように加える。

浜田港湾振興センター	1 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度に関する事務	(1) 交付金の交付に関する事務を行うこと。
	2 港湾法の施行に関する事務	(1) 法第55条の3の規定により、非常災害の場合において土地その他の物件を使用、収用又は処分をすること。
	3 港則法（昭和23年法律第174号）の施行に関する事務	(1) 法第5条第5項の規定により、特定港のけい留施設を船舶のけい留の用に供するときに港長へ届け出ること。
	4 土地区画整理法の施行に関する事務	(1) 法第7条（法第10条第3項、第17条及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地区画整理事業の施行に係る地域に国土交通省所管の国有財産を含めることについて承認すること（代替施設を設置しない場合において用途廃止面積が10,000平方メートルを超えるときを除く。）。
	5 土地改良法及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）の施行に関する事務	(1) 法第5条第6項（法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10

		項、第87条の3第6項並びに第96条の2第7項において準用する場合を含む。)並びに施行規則第69条第4号及び第75条の2の2第5号の規定により、土地改良事業の施行に係る地域に国土交通省所管の国有財産を含めることについて承認すること(法第50条に該当する場合又は代替施設を設置しない場合において用途廃止面積が10,000平方メートルを超えるときを除く。)
	6 国有財産法施行令の施行に関する事務	(1) 施行令第6条第2項第1号ニ、ホ及びカの規定により、国土交通省所管の国有財産とする目的とする寄附を受けること。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。